

〒331-0812

埼玉県さいたま市北区宮原町 3-294 第1島村ビル 201

一般社団法人全国総合福祉車両協議会

代表理事 稲垣 利一 殿

安全運転サポート車普及促進事業費補助金
及び安全運転サポート車普及促進に係る自動車事故対策費補助金
後付け装置取扱事業者決定通知書

令和2年3月18日付けであった申請について、安全運転サポート車普及促進事業費補助金及び安全運転サポート車普及促進に係る自動車事故対策費補助金交付規程（以下合わせて「交付規程」という。）第6条第1項の規定に基づき、後付け装置取扱事業者として決定します。

令和2年4月28日

一般社団法人次世代自動車振興センター
代表理事 堀 洋一



記

第1 補助対象事業

本決定通知の日付以降に、店舗等において、補助対象経費から補助金を控除した金額を対価として、高齢者の使用する自動車に後付け装置を販売及び設置する事業とする。

第2 補助対象事業を実施する店舗等

別添のとおりとする。以下の場合には、後付け装置取扱事業者情報変更承認申請書（第5号様式）を提出するものとする。

- （1）店舗等の削除、追加（ただし、削除のみの場合は、後付け装置取扱事業者情報変更届出書（第7号様式）を提出）
- （2）店舗等で取付ける装置の種類を新たに追加する場合

第3 補助対象事業の実施

補助対象事業は、交付規程のほか当センターが別に定めるところにより適正に実施しなければならない。

また、同一の補助対象経費に対する別途の補助金を地方自治体の実施している場合、店舗等においては、購入者に対して、国の補助金の適用についての意向を確認した上で補助対象事業を実施するものとする。

第4 決定の取消し

この交付の決定の内容又はこれに付された上記条件に異議があるときは、この決定通知受領後2週間以内に、決定の取消しを申し出ることができる。